

# 川俣事務所 かわら版 No.95 (2021.9)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16 TEL 03-3889-1706 FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774 e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

## 最低賃金が決まりました！

第94号でお知らせしました通り、全国一律で28円アップを目安とすることになっており、最終的に一部目安額を上回る県もありますが、次の通り決定しました。関東地方の最低賃金額と発効日は次の通りです。

地域	最低賃金 (時給)	発効日	地域	最低賃金 (時給)	発効日
東京	1041円	3.10.1	茨城	879円	3.10.1
神奈川	1040円	3.10.1	栃木	882円	3.10.1
埼玉	956円	3.10.1	群馬	865円	3.10.2
千葉	953円	3.10.1			

※ 秋田 822円(+30円)～3.10.1 発効 福島 828円(+28円)～3.10.1 発効  
最低賃金は、給与計算期間と関係なく適用となりますので、発効日を跨ぐ期間の給与計算は、十分ご注意ください。

## 雇用調整助成金について

緊急事態宣言が延長されたなどの理由で、雇用調整助成金の特例措置は、令和3年11月末まで延長されることが正式に発表されています。

また、令和3年9月1日以降の休業について、給与に歩合給（出来高払）制が含まれている労働者を休業等させた場合の助成金算定方法が変更になります。

これは、助成金が実際に支払われた休業手当の金額に応じた額になるようにするものです。

判定基礎期間の初日が令和3年9月1日以降の休業から変更されますので、給与計算期間が毎月21日から翌月20日としている事業所については、令和3年9月21日以降の休業が対象になります。

具体的な算定方法や手続きについては、厚生労働省 HP で確認するか、弊所までお問い合わせください。

## 業務改善助成金

生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額（20円以上）引き上げ、設備投資など（設備投資、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金・助成率については、一例を示します。

（30円コース）事業場内最低賃金を30円引き上げ、引上げ対象労働者が5人ある場合、投資費用の4分の3（生産性要件に該当する場合は5分の4）で、上限額70万円です。

この助成金を受けるには、設備投資などをする前に、①業務改善計画（設備等の導入等）と②賃金引上計画の策定を行い、申請書を労働局に提出する必要がありますので、注意が必要です。

詳細は、厚生労働省 HP で確認するか、弊所までお問い合わせください。